

協同農業普及事業の概要と愛知県での実施状況について

1 協同農業普及事業とは

- 根拠法令 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）
 - ・普及指導員が直接農業者に接して、生産方法や経営に関する技術・知識の普及指導を行う。
 - ・国民への食料の安定的な供給と地域農業の振興に不可欠な事業として、国と県が協同して実施（協同農業普及事業）。
 - ・普及指導員は専門性が高く、国の資格試験に合格しなければ任用されない。

○ 協同農業普及事業の概略



2 普及指導員の配置

- 県内の農林水産事務所に8農業改良普及課（4駐在室）を設置し、普及指導員等195人を配置。各地域に密着して、担い手の育成や技術・経営課題の解決を図る。
- 農業総合試験場企画普及部広域指導室（農業革新支援センター）に、県域を担当する普及指導員（農業革新支援専門員）を12人配置。高度な専門性を有し、普及指導活動の企画調整、普及指導員の資質向上に関する業務を担う。



図1 農業改良普及課の位置

表1 普及指導員数（令和2年度）

普及課	尾張	海部	知多	西三河	豊田加茂	新城設楽	東三河	田原	合計
課長・主幹	3	1	1	2	1	1	2	1	12
担い手育成G	5	5	6	5	5	5	4	5	40
技術指導G	23	10	13	28	15	15	23	16	143
合計	31	16	20	35	21	21	29	22	195

表2 普及職員の年齢別構成（令和2年度）

	尾張	海部	知多	西三河	豊田加茂	新城設楽	東三河	田原	広域指導	計	割合
～29歳	1	3	2	3	4	6	7	7	0	33	15.9%
30歳～39歳	12	4	3	8	5	4	7	5	0	48	23.2%
40歳～49歳	7	0	8	11	4	3	2	1	4	40	19.3%
50歳～	11	9	7	13	8	8	13	9	8	86	41.5%
計	31	16	20	35	21	21	29	22	12	207	100%
割合	15.0%	7.7%	9.7%	16.9%	10.1%	10.1%	14.0%	10.6%	5.8%	100%	

- 全国的な規模・・・愛知県の普及職員数は全国8位。

	普及職員数 (人)	順位	農業 産出額 (億円)	順位	普及職員 一人当た り
北海道	662	1	12,593	1	19.0
福岡県	259	2	2,124	15	8.2
福島県	252	3	2,113	17	8.4
新潟県	234	4	2,462	13	10.5
茨城県	233	5	4,508	3	19.3
鹿児島県	232	6	4,863	2	21.0
千葉県	219	7	4,259	4	19.4
愛知県	210	8	3,115	8	14.8
長野県	208	9	2,616	11	12.6
岩手県	201	10	2,727	9	13.6

※農業産出額は2018年

※普及職員数は2019年4月当初

表 普及職員数の推移

年 度	2006	2016	2017	2018	2019	2020
人 数	2 3 4	2 0 9	2 0 9	2 0 9	2 0 8	2 0 7
対18年 (%)	1 0 0	8 9 . 3	8 9 . 3	8 9 . 3	8 8 . 9	8 8 . 5

3 協同農業普及事業の運営

- 県は、農林水産業のあり方を位置づける「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基に5か年を計画期間とする「食と緑の基本計画」を策定している。協同農業普及事業においては、この施策の実現に向けて「協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定し、実施方針に沿って、普及指導センター単位で普及指導計画を策定し、普及活動を行う。
- 上記計画は5か年ごとに見直しを行う。現在の実施方針は2016年3月策定。本年度は2021年度から5年間の新たな実施方針の策定を予定している。

4 農業改良普及課の体制

○ 担い手育成グループと技術指導グループの2グループから構成

担い手育成グループ・・・新規就農者の就農支援、青年農業者・女性農業者等の育成、農業改良普及課の企画調整など

技術指導グループ・・・作物、野菜、花き、果樹、畜産に関する技術・知識の普及、農業経営の改善、生産組織の育成、地域営農の支援など

5 普及指導活動の対象（普及指導基本計画（2016.3策定）より）

○ 重点指導対象農家：10,944戸（うち基幹経営体4,275戸）

普及指導活動の対象は、農業経営や地域農業の継続・発展を目指す意欲的な経営体・担い手及びその組織・集団等を中心とし、波及効果を考慮する。

6 普及指導計画の概要

- 普及課題は、地域農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、県と関係機関・団体及び民間企業等との役割分担を整理しつつ、公的機関が担うべき分野（食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動）を念頭に、必要性及び緊急性が高いものについて重点化する。

表 農業改良普及課別普及課題数（令和2年度）

農業改良普及課	重点課題 普及事項数	一般課題数	合計
尾張	42	68	110
海部	30	46	76
知多	33	96	129
西三河	58	92	150
豊田加茂	38	169	207
新城設楽	44	92	136
東三河	60	54	114
田原	35	84	119
8普及課合計	340	701	1,041
1普及課当たり平均	42.5	87.6	130.1
職員1人当たり平均	1.7	3.6	5.3

表 部門別普及課題数（令和2年度）

部 門	重点課題数	普及事項数	延べ担当者数
担い手育成課題	9	53	52
稲・麦・大豆・茶部門課題	10	45	32
野菜部門課題	15	80	53
花き部門課題	11	54	42
果樹部門課題	9	45	30
畜産課題	8	31	21
地域営農課題	9	41	36
計	71	349	278

※令和2年度 農業改良普及課配置職員定数 195名

※正味の重点課題数は68（2部門にまたがる課題が3課題あるため）

7 広域指導室の役割

- 高度な専門性を有する普及指導員を、広域的に活動する指導室（農業革新支援センター）の農業革新支援専門員として位置づけ〔職務の内容〕
 - ・普及指導・調査研究の総合的な企画調整
 - ・普及事業に関する調整
 - ・普及指導員の資質向上の職務を担う。
 - ・先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談に対応

8 普及指導員研修について

- 生産現場の技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応して普及指導活動を実施するため、「普及指導員育成計画」を策定
- 経験年数等を基本とした目指すべき普及指導員像及び求められる資質を明らかにし人材育成に向けた取組を定めている
- 自己啓発を基本としつつ、OJTを中心とし、OffJITにより補完するよう、計画的な研修及び調査研究を実施